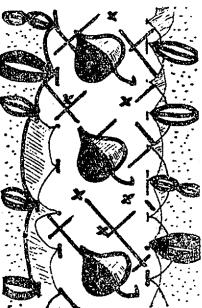


文部時報

第 1179 号

昭和 50 年 8 月

日本人と文化財	坂本 太郎	2
▷座談会△		
文化財保護の回顧と展望		9
(出席者) 米沢 嘉圃・関野 克・児玉 幸多		
浦山 政雄・(司会) 吉久 勝美		
集落町並み保存の意義と現状	関口 欣也	24
これからのかつての民俗芸能の保存	三隅 治雄	31
埋蔵文化財の調査をめぐる技術的諸問題	横山 浩一	38
古文書の保存とその意義	赤松 俊秀	45
<解説>		
文化財保護法の改正	文化庁文化財保護部管理課	51
<資料>		
国・地方公共団体指定文化財件数一覧	文化庁文化財保護部管理課	57
市(区)町村文化財保護条例制定数	文化庁文化財保護部管理課	63
<現地ルポ>		
古京へのいざない	小泉 俊夫	64
国立劇場での歌舞伎、文楽の伝承者養成制度	水落 潔	67
~~~~~		
〔文部省の窓〕		
教育費の父兄負担率、引き続き低下	大臣官房調査統計課	72
教育課程の改善、課題別審議に入る	初等中等教育局小学校教育課	74
昭和50年度科学研究費補助金の配分結果の概要について	学術国際局研究助成課	76
~~~~~		
〔隨想〕		
中国の文化財保護	井上 靖	78
〔国立青年の家紹介⑪〕		
国立淡路青年の家	萩原 重幸	81
〔連載第35回〕		
人物を中心とした文化郷土史—愛知県—	岡田 英雄	85
文部省重要通達一覧		95



日本人と文化財

坂本太郎

日本人と文化財という題で論文を書くことを命じられたが、これは私には大へん氣の重いことである。というのは、文化財という言葉の内容が複雑多岐であって、とうてい一概に論ずることはできないからである。

いうまでもなく、戦争前には文化財という言葉は使われていかなかった。だれがいつ使い始めたのか知らないが、公の言葉としての地位を得たのは、昭和二十四年一月二十六日の法隆寺金堂の失火事件を契機として、文化遺産の保護の必要が国会において論議され、幾多の討論を経たのちに、昭和二十五年五月三十日文化財保護法が法律第二百四十四号として公布

され、それにもとづき行政機関として文化財保護委員会が設置せられたことにあるといわねばなるまい。

この文化財保護法は、それまで施行されていた国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律、史蹟名勝天然紀念物保存法などの対象としたものを文化財として一括し、あわせて無形文化財などを加えて一本の法律としたものだから、もともと内容的には全く性質のちがう美術工芸品や名勝天然記念物といったものを、強いて文化財と称せよと、権力をもつてきめた無理がある。法律作製のご都合で常識を踏みにじった強引さがある。

コウノトリとかオオサンショウウオとかいう生物は貴重なものであろうが、それらはあくまで自然の産物であろう。天の橋立としても松島にしても、自然の景観であろう。これらを文化財という名の傘の下にいれよといわれることは、自然と文化とは対立する概念だと若い頃から教えていた私には全く解し難かつたのである。それに財という言葉もおもしろくない。いかに戦後経済窮迫の時代で、財が尊く思われたにしても、文化にまで財をつけるとはあさましい。文化遺産とか、伝統古文化とか、別の言葉が考えられなかつたのであろうか。

文化財という言葉が上からの造語であつたために、当分世人になじまなかつた証拠が一つここにある。それは私共の恩師である黒板勝美博士は、戦前の国宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物など、いわゆる今日の文化財保護の先鞭をつけた大先覚者であるが、昭和二十一年逝去された。同二十八年その七周年を記念して記念会を組織し、博士の多方面にわたり業績を回顧する論文を諸家に依頼し、一冊の記念出版を行つた。その書の題名は「古文化の保存と研究」とした。序文を書いた当時の東京国立博物館長浅野長武氏も、今ならば文

化財というべき所をすべて古文化と記している。その他の諸家もだれひとりとして文化財という言葉を使っていない。内容の大半は今日でいえばまさに文化財の保存と研究なのである。

文化財という言葉について、少し私は余分なことを言い過ぎたようである。今日はこの語は国民の言葉としてりっぱに定着し、これに文句をいう人はない。むしろ一部の人々からは錦の御旗のように尊ばれて、これに刃向かうものは、容赦しないといった趣さえある。ただ私は前にも述べたように、この語の含む所は余りに広い範囲にわたるから、全体を一つの尺度で論することはできない。法の規定する文化財のそれぞの分野について、個別に論ずるのが常識的であると言いたいのである。そこで、この小文でも私に関係の深い美術品として書跡、記念物として史跡についての所見を述べることで、責めをふざぐことにしようと思う。

まず日本人は書跡について、どういう態度をとつてきたか。一言にしていえば、これを尊重し、愛護してきたといつて誤りはない。七・八世紀、唐の文化を積極的に受けいれた頃、仏教文化の象徴として寺院や仏像に強い情熱を注いだ一

方、新文化の媒体としての書跡に対する態度も、それに劣らぬ関心を示したのである。官私の方に写經所を設けて大規模な写經事業を行ったのは、写經による功德を期待したものであるけれど、それが書跡に対する愛着と無関係であるはずはない。奈良朝写經の圧巻ともいべき大聖武の雄勁な筆力、端正な筆画を見れば、おのずと筆者の書に対する並々ならぬ自信と愛好の念を読みとらずにはいられない。

大学において書学生が勉強する目標も、日本は唐のそれとは、あえて別にした。唐では字体の正偽を解することに重きをおいたのに、日本では筆跡の巧秀を眼目とした。これは書跡の藝術性を重んじたものであり、単に実用面だけにそれを見ていなかつたからである。

奈良時代に日本で書跡の範とした人は晋の王羲之を第一とした。天平勝宝八歳六月二十一日光明皇后が、先帝玩弄の宝物を東大寺の盧舎那仏に獻じて先帝の冥助に資し奉ろうとした調度類のうちには、書法の名で、王羲之の書の搨本數十行をそれぞれ一巻としたものが二十巻もある。それは聖武天皇が光明皇后をめとられた時に信幣の物として贈ったものと説明せられている。恐らくは天皇がその修業の時代に書の手本

のような各種の手段が講ぜられたが、特殊な例としてあげるべきものに手鑑がある。

手鑑とは、能書といわれる人びとの書跡を、内容は写經、歌集、物語、消息など各種にわたるものであるが、数行の断簡に切りとつて帖に張り並べて編集したものである。いわば古筆の集成であり、筆跡の見本集である。一帖でもって各時代の名筆を見るという便宜さがあるが、一面それは重大な問題をはらんでいる。貴重な一巻一冊ないし一枚の典籍、文書を人為的に断簡にしてしまったという文化財毀損の罪を冒したことになるからである。

このようだ、今日から見れば暴挙ともいべきことが、どうして行われたか。いつから始まつたか。根底には日本人の古来からの古筆愛好、筆跡尊重の精神がある。そして名筆は数行分でもこれを切り取つて贈り物としたり、みずから所持したりする。今日では嘉慶四年（一二三八）竹生島宝嚴寺にある空海請來目録の中の十行分を切りとつて、鎌倉將軍藤原頼経に献上したのが、古筆切断の早い例とされる。応仁の大乱によって、宝物類の多くがなくなると、古筆はいよいよ數行でも貴重となる。山科言継は天文二十二年（一五

としたものであろう。皇后はとくにそうした由緒を重んじ、これを永久に保存するために、大仏に奉納したのである。書跡を尊重した好例といつてよい。

平安時代、三筆三蹟などといつて、筆跡の巧みな人を並べ称したのも、書に対する関心の深さを示すものであろう。六国史にのせられた知識人の伝記を見ても、「尤も隸書に妙なり」（橘逸勢）とか、「頗る草隸に習う」（藤原岳守）とか、書のことに言及したものが多い。とくに三代実録に小野恒柯について、書跡の妙は當時に冠絶していたので、「世のその業を習う者は、みな楷模とする。たまたま尺牘を得れば、愛奇しないものはない」と記されているのは、人びとが書を愛好し、能書の書跡は手に入れようとした風のあったことを示すのであるが、それは文化財保存の第一歩であるといえよう。

およそ書跡ほど、その人が直接に示すものはない。優秀な書跡はもちろん手本として現実の役に立つが、それだけでなく、亡き人やなつかしき人をしのぶよがとして、書跡にまさるものはない。こうして書跡は自然に人びとが珍重し保存する対象となる。そしてその方法として、あるいは巻物に仕立てて保存し、あるいは幅物にしつらえて眺めるという

筆の筆者や順序にもおのずから約束ができる。まず初めに聖武天皇の大聖武（賢愚經）光明皇后の鳥下絵切（法華經）と天皇の宸翰を貼り、ついで親王、公家、名人、僧侶の切れを貼られる。切れにはそれぞれの名前があり、筆者は某と極めがつける。しかし、この極めは今日の研究からいえば、當てにならないものが多く、ほとんどすべての切れは伝某筆と認めるより外はない。けれども名筆の鑑賞が主目的だとすれば、筆者の真偽の厳密さはそれほど要求されるほどのことでもないと考えられる。

以上、手鑑について多くの筆を費やしたが、その趣旨は、これが今日文化財保護で大きな問題となっている保存と活用という一律背反的な要請に対する過去における一つの解答例となるものと思うからである。

典籍や文書は首尾の揃った一巻一冊としてこそ、外形はもとより内容的にも文化財としての意義が高いのであって、保存はそのような形においてこそするのが当然である。これを数行ずつに切り取って分散させては、典籍文書の生命は失われる。文化財の保存には真っ向から挑戦する暴挙である。しかし、これを書跡として見る場合、見方は変わってくる。名

とする方法である。これは学問的な方法のように見えるが、必ずしもそうとは言えない。出土といつても人力で発掘するのであるから、いかに慎重に行つても、遺跡の真の形は破壊される。破壊されたものでも、原形を推測するよすがにはなるから、これをそのまま保存するのに意義のないことはないが、日本のように雨の多い所では数日にして土は崩れ、草は生え、出土当時の姿はだいなしなる。これを防ぐには土中に埋め戻すより外はない。埋め戻して保存して何になるか。何百年か後に、昭和五十年当時の発掘の跡を掘りかえした所で、昭和五十年当時の発掘状態はわかつても、眞の史跡の時代の状態まではわかるまい。結局この方法は土中に保存してあるという気休めにしかすぎない。

今一つの方法は出土の時点ができる限りの学問的調査を行つてこれを記録に止めて保存することである。地下遺構をないがしろにするわけではないが、重きを記録におくということである。そして私はこの後者を取る。そしてこの問題は地上の景観をどうするかということにかかわり合う。すなわち活用の面である。

地下遺構を埋め戻したあと、地上はどうするか。環境整備

筆はこれを感賞し、これを手本とするには、数行でも満足できないことはない。しかも一人の秘蔵とせず、多くの人にその眼福を分ち与えるという意味では、この法もまたやむを得ない。保存の点でも、一巻一冊となつておれば、かりに災害にあれば全部が失われるが、数行でも分散していれば、そのいくらかは後に残る。書跡の保存と活用という点では、案外手鑑のもつ役割は評価されてよい。

同じ文化財でも典籍文書として見る場合と、書跡として見る場合とで、保存と活用の方法はちがつてくる。まして全く性質のちがう記念物たとえば史跡についていえば、また保存と活用の法はおのずから別途のものにならざるを得ない。保存と活用の両立ということは、すべての文化財についての難問であるが、とくに史跡については、それが甚だしい。

まず保存が問題である。史跡の指定基準によると、史跡を大きく九類に分けるが、その中で戦後脚光をあび、保存の問題になるものは、地下遺構や遺物の出土によって往時の建物や規模、遺跡の性格などが推定される場合である。これらの遺跡を保存する方法については、二つの大きな考え方の別がある。一つは出土の時点当時のままにその状態を保存しよう

と称して、礎石をそのままにして、芝などを張り、昔の建物を想像させる方法や、復原建築を作つて往時を偲ばせる方法などが考えられる。昔の史跡保存は現状維持を主眼とし、自然の山林の間に礎石でも転在し、國破れて山河ありといった感懷を懐させることを理想としたが、國土開発のはげしい今日は、それは夢でしかない。いまは放置すれば、宅地造成の波は押し寄せ、史跡どころか自然の環境も破壊される。今はどうしても広域に史跡地を確保し、公園化するほかはないが、その眼目として復原建築物を作ることも、確実な史料があり、技術的に可能であるならば、これを行う方がよいであろう。民衆に広く史跡を活用してもらう方法の一つと考えられる。

復原建築を作ることは、一種の史跡破壊である。地下遺構の保存をあまりやかましくいふこともできない。けれども活用を重視すれば、やむを得ないであろう。それはちょうど典籍において、手鑑が一巻一冊の書物を切りきざんで文化財の破壊を冒した一面、書跡の活用の面では意義をもつていることを想い起こさせる。史跡の環境整備は、今日はすでにこうした段階に達しているといえよう。

必ずしも地下遺構の調査を必要としない史跡も存在する。

今も栄える社寺の境内、中世以後の城跡、街道、宿場、個人の邸宅などは、文献と地上調査によって史跡の性格はほぼわかる。しいて発掘しなくとも史跡として指定し、感賞するに堪える。発掘しなければ史跡に定められないといった今の風潮には多少歴止めをかけなければなるまい。それは後世の人のために遺跡をそのままに残すといった配慮にもかなう。

ただこの場合は周辺地域の景観が問題である。近代的な人間の「倫比」する中に、猶、額大の史跡を残しても、見る人は痛ましくこそ感ずれ、爽快な歴史像を描くことはできない。史跡は周辺地域の環境と共に確保することこそ、これからの急務である。

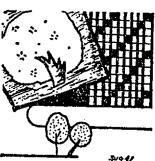
由来、日本人は歴史を好む国民である。最近の出版界の歴史ブームを見ればよい。初めは昭和三十年代の読売新聞社の「日本の歴史」にあるようだが、それから断続的に大出版社の企画が相ついで行われ、今もなお盛んである。とくに、古代史については、専門家ならぬ人の論議がにぎやかに花を咲かせ、人びとの話題をさらっている。ところが、これは実は今に始まったことではない。明治の中頃田口卯吉博士は、日本人は身分をとわざみんな歴史を好み、庶民も講釈やデロレ

ン祭文の類を聞いて喜んでいる。史癖は日本人の佳癖であると言っている。

このように、日本人の歴史好みは由来深いものである。その歴史の舞台となつた土地、すなわち史跡に対しても愛着をもつ人は少なくあるまい。NHKの大河ドラマの「フィクション」に使われた土地にさえ、人は殺到する。それらの人びとに正しい史跡がどれであるかを教え、それぞれの歴史像を描くことに役立たることこそ、史跡を活用する道であろう。

(追記) この稿、手鑑については木下政雄氏編「手鑑」(日本美術八四)に負う所が多い。

(国学院大学教授)



〔特集・教育と広報〕

これからの教育

〔座談会〕

教育と広報

(出席者)

辻村 明・橋本 晃和・若山 金一
峯島 実・(司会) 鈴木 黙

永井 道雄

政府広報の現状と若干の問題
教育と広報

石川県の広報広聴活動について

〔解説〕

文教私書箱

その新しい役割

文教私書箱

文教私書箱

文教私書箱

大臣官房企画室

〔資料〕

教育改革連絡協議会の概要

〔現地ルポ〕

町づくり人づくりを進める広報活動

〔紹介〕

国際婦人年世界会議の概要

橋本 豊
大石 修而
寺口 修二
稻垣 守
志熊 敦子

(U)

◇本誌では、芸術・文化関係の特集記事を、文化の日にならぬ毎月号で組むことを慣例としてきた。今年は、文化財保護法が昭和二十五年に制定されからちょうど二十五周年目にある。あわせて、第七十五回通常国会では文化財保護法の一部改正を見た。そこで十一月号とは別に本期で「文化財の保護」という問題に焦点を絞り、これを考えることにした。

◇先の国会では、難行する他法案をよそに文化財保護法の改正案は超党派による賛成を得て成立した。祖先の残してくれた文化財を保護することは國民ひとりひとりの「心の糧」を保護することである。そして民族共有の財産を後世に伝えるということは、現代人の義務であると言つてもよいだろう。

◇好評連載の「國立青年の家」紹介も、いよいよ来月号が最終回。最後の出迎えは、御季節の御愛のほどをおいしくお読みください。読かれては、大いに心がなきなります。

MEJ 5179 月刊 「文部時報」 8月号 第1179号

著作権
所 有

文 部 省

昭和50年8月5日 印刷
昭和50年8月10日 発行

発行所 株式会社さよせい

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号

(郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地

(郵便番号 162)

電話 東京(268)2141(代表)

振替口座 東京 161番

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (税20円)

年間購読料 2160円 (税込)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を
申し受けます* なお、購読の申し込みは、直接営業所または
よりの書店にお願いします